第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間